

大阪府済生会
公募型企画競争方式 応募提案・見積心得

（目 的）

第1条 この心得は、大阪府済生会が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び随意契約における企画・技術提案及び価格提案（以下「応募提案」という。）並びに見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 応募提案者及び契約候補者は、社会福祉法人恩賜財団済生会契約手続要領、大阪府済生会契約手続等取扱要綱及び大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）及びこの心得を遵守しなければならない。

（公正な応募提案の確保）

第3条 応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（仕様書等の熟知）

第4条 応募提案者は、公募要領及び仕様書等に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知の上、応募提案しなければならない。この場合において、公募要領及び仕様書等について疑義があるときは、当会が指定した方法により説明を求めることができる。

(見積り等)

第5条 契約候補者は、当会が定める様式により見積書を作成し、記名押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。

2 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の消費税込み価格及び同税抜き価格とする。

3 見積書が、見積依頼書その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。

4 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(見積りの辞退)

第6条 契約候補者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、当会の承認を得て、見積りを辞退することができる。

2 契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、理由を示した見積り辞退承認申出書を当会に提出するものとする。

3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型企画競争等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 契約候補者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、当会が必要と認めるときは、契約の相手方としないことがある。

2 前項の場合において、当会が調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

(再度見積り)

第8条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内の見積りをした場合であっても、再度見積りを依頼することがある。

2 前項の場合において、再度見積り依頼を受けた契約候補者が辞退した場合であっても、これを理由として以後の入札及び公募型企画競争等への参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 契約候補者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り

- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 虚偽その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) 当会から示した条件以外の条件を付した見積り
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第10条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、その者を契約の相手方とする。

2 契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者として決めた者があるときは、第5条から前条まで及び前項の規定を準用する。

(契約相手方決定の通知)

第11条 前条の規定により契約の相手方となった者（以下「契約相手方という。」）は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

(契約の締結等)

第12条 契約相手方は、当会から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方と決定した日から10日以内に提出しなければならない。ただし、当会の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 前項に規定する期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

3 当会は、契約締結までに、契約の相手方が本項第1号及び第2号に該当したときは契約をせず、本項第3号又は第4号に該当したときは契約をしないことがある。

(1) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

(2) 大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する誓約書を提出しないとき。

(3) 済生会本部、大阪府済生会、大阪府及び大阪市の入札参加停止の措置を受け、その措置期間中であるとき、又は大阪府入札参加資格停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

(4) 当会との契約に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けているとき。

(異議の申立)

第 13 条 契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 14 条 その他公募型企画競争方式に関する応募提案及び見積りに際しては、当会の指示に従うこと。

附 則

この細則は、令和 6 年 7 月 12 日から施行する。